

R D事案の解決に向けての覚書

R D事案の1日も早い解決を目指し、滋賀県知事(以下「甲」という。)とR D問題周辺自治会連絡会(以下「乙」という。)は、R D事案解決に向けた今後の取り組みについて、以下のとおり合意した。

- 1条 甲は、乙が平成22年6月20日付けで甲に提出した「R D産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」を遵守する。
- 2条 乙は、有害物調査等にかかる今年度予算を執行することに同意する。
- 3条 甲と乙は、今後とも話し合いを継続し、「合意と納得」を基本スタンスとしてR D事案の解決に取り組む。
- 4条 本覚書を締結した証として本覚書を計9通作成し、甲1通乙の団体各1通、立会人各1通保有するものとする。

平成22年 8月 5日

甲 滋賀県知事 嘉田由紀子

乙 滋賀県栗東市	赤坂自治会	会長
	小野自治会	会長
	上向自治会	会長
	中浮気団地自治会	会長
	日吉が丘自治会	会長
	栗東ニューハイツ自治会	会長

立会人

栗東市長

環境省廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長

平成22年6月20日

滋賀県知事 嘉田由紀子様

RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解

RD問題周辺自治会連絡会

「環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について」に関して、これまでの連絡会からの質問・確認・提案事項に対する県の回答、および周辺自治会住民と県との話し合いの内容を踏まえた、連絡会の見解は以下のとおりである。

1. 県が、「有害物をできる限り除去する」としたことや、有害物の調査方法について住民側の提案や要望を反映させようとしていることについては、昨年度とは異なり、住民側の要望等に耳を傾けようとする姿勢が感じられる。
2. 既に10年以上が経過したRD問題を1日も早く解決するため、有害物の調査にむけた、有害物調査検討委員会予算や有害物調査予算を執行することには同意する。
3. しかし、県のこれまでの回答の中には、撤去すべき有害物の範囲等住民の要望が反映されていない部分もあるため、対策工については別途協定を結ぶこととし、処分場調査について合意できた部分から進めることとする。
4. ただし、今回計画されているボーリングによる調査等には基本的な限界があり、環境汚染の元凶となっている有害物を発見できない恐れもある。そこで、有害物除去の際には、ボーリング調査の結果だけを根拠とするのではなく、元従業員の不法投棄証言及びこれまで得られたデータも重要な根拠として掘削除去を行うものとする。
5. 調査・対策については、県の責任において行うものであり、住民側との合意を理由にして、責任を住民側に転嫁することのないものとする。
6. 県は今後も住民との話し合いを継続し、「住民との合意と納得」を大原則として、今後の調査と対策を進めること。

付記 これまでの協議事項は別紙(1~3)のとおりである。

以上

(別紙1)

滋賀県とR D問題周辺自治会連絡会との間でこれまで合意した事項

平成22年5月28日までに両者が合意している事項は以下の通りである。今後、両者は、これらに追加する合意形成を目指して協議を継続する。

・基本方針

1. 住民との合意と納得のもとに調査と対策を進めること。
2. 土壌と水質の汚染拡大を抑止する、あるいは効果的に軽減するために、有害物を除去すること。
3. 処分場跡地を県有地化することで将来の安全性を確保すること。

・調査・対策

1. 除去すべき対象となる有害物

特別管理産業廃棄物相当の有害廃棄物等。
(但し、これのみという意味ではない)

2. ボーリング位置

30mメッシュを基本に必要な応じて10mメッシュ調査を実施。
メッシュ調査には、これまで未調査の、建築物の区域(構造物の地下)も含める。
メッシュ調査に加えて、元従業員等の不法投棄証言があった地点について調査する。

3. ガス調査

表層ガス調査は、君津方式を活用する。
孔内ガス調査は、ポータブル・ガスクロを用いて行う。
精密分析はガスクロマトグラフで分析する。

4. 地下水モニタリング

A2とB2地点付近に新たな観測井を追加し、北または北東側への地下水の流れ等を確認する。
観測孔(井戸)とするボーリング孔は、水の汚染分布が把握できるように、多く確保する。
モニタリングは、地下水のみならず、浸透水も対象にして行う。

(別紙2)

「RD事案に関する県の対応について」の追加確認事項

平成22年5月28日時点で、両者が協議中の内容は以下の通りである。

調査・対策

1. 除去すべき対象となる有害廃棄物
環境基準を超える有害廃棄物等
 - ・ 溶出基準を超えた場合には、除去の対象とする。
 - ・ 含有基準を超えた場合には、除去の対象とする。
 - ・ 土壌ガス基準（定量下限値）を超えた場合には、除去を検討する。上記以外の、地域の自然環境や住民生活に負荷を与える有害物については除去を検討する。
2. ボーリング位置
沈砂池周辺の調査の実施。
これまでの調査結果から有害物がある可能性が高い場所の10mメッシュの調査の実施。
その他、住民の意見を入れた調査位置の選定。
3. ガス調査
4. 地下水モニタリング
5. サンプルング方法
ボーリングコアを2~3グループに分け、各層試料を同じ量で混合を行い、それをグループ分析試料として分析を行う。グループ分析試料の分析結果から、各層試料が土壌環境基準を超えると推定される場合は、その項目について各層での試料の分析を行う。
推定される場合とは、分析結果が土壌環境基準をグループの各層試料の数で割った値を超えた場合とする。
各層の厚さは3mを基本とする。
サンプルングには、臭気、色、性状等の観察を有用な指標とし、特に汚泥、焼却灰の判別にあたっては試料を現地で乾燥処理する等、工夫して行う。これらの観察により有害物の存在が疑われる部位を採取する。
6. その他
有害物が確認された場合、おおむね10m×10m×3mの範囲で除去する。
有害物の存在が確認された場合、さらに周縁を10mメッシュでボーリング調査し、有害物の有無を確認する。
7. 分析試験
分析は、水質試験・ガス試験・含有試験・溶出試験等を適時に行う。
分析項目・試料採取等も含む試験方法については、住民と協議し合意を得ること。
水質分析については、従来通り全量試験とする。

(別紙3)

「RD事案に関する県の対応について」の継続協議事項

今後、両者が協議を深める内容は以下の通りである。

・基本方針

4. この問題を発生させた県の責任の明確化。

・検討委員会

専門家は、住民側推薦と県側推薦について同数とする。

専門家のみで構成するのではなく、住民参画の委員会とする。

・対策工法

1. 有害物については、最低でも許可容量を超える(不法投棄にあたる)分量を撤去する。
2. 撤去する有害物の範囲は、短時間に溶出する物のみを対象にするのではなく、周囲の自然環境と住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあるものとする。
3. 元従業員等の不法投棄証言によって有害物の埋設が強く疑われる区域は、掘削して有害物を除去する。
4. 地下水汚染をくい止める緊急対策として、深堀穴及び下流部に必要数のバリア井戸等を設置する。
5. すでに有害物の存在が明らかになっている区域については、速やかに掘削除去を行う。
6. 深堀穴の調査と対策を行う。
7. 処分場内の浸透水が水質基準を超えているにもかかわらず、今回のボーリング調査で有害物が発見できなかった場合は、さらなる詳細調査を行う。

・その他